

千葉市職員措置請求（22千監(住)第6号）に係る監査の結果について

1 請求の概要

- (1) 請求人 (略)
- (2) 請求日 平成23年2月18日
- (3) 請求内容 各議員等の目的外支出合計4,678,605円を、「千葉市議会政務調査費の交付に関する条例」第12条第2項により千葉市への返還を請求するよう千葉市長（以下「市長」という。）に勧告されたい。

2 監査の概要

(1) 監査対象事項

市民ネットワーク（以下「市民ネット」という。）に対し会派交付分として、三瓶輝枝議員（以下「三瓶議員」という。）及び布施貴良議員（以下「布施議員」という。）に対し議員交付分として、それぞれ市長が交付した平成21年度の政務調査費のうち、市民ネットの事務所費、三瓶議員の広報費並びに布施議員の広聴費及び広報費が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

(2) 監査結果

ア 結論

市民ネットに対し会派交付分として、三瓶議員及び布施議員に対し議員交付分として、それぞれ市長が交付した平成21年度の政務調査費については、違法又は不当な公金の支出であったとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

イ 理由（要旨）

(ア) 政務調査費の適否の考え方について

政務調査費は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外に充ててはならないとされ、その必要な経費とは、議員の調査研究活動の基盤を充実させ、その審議能力や立法能力を高めることにより地方議会の活性化を図るという制度の趣旨に鑑みると、調査研究活動に付随する費用も含まれるものと言うべきである。

(イ) 市民ネットの事務所費について

市民ネットは、政治団体である市民ネットワークちば（以下「市民ネットちば」という。）の会員として活動している者の中から、「代理人」という形で議員となっている者で構成されている会派であり、各区事務所の状況は、事務所の賃料等の2分の1の額を政務調査費で充てているが、各種市民活動団体等の活動の場とされていることも事実である。

事務所の維持管理のための経費については、その2分の1を政務調査費からその余の2分の1を市民ネットちばの活動費から充てているとしているが、市民ネットちばの活動費については、議員報酬からその多くが拠出されているところであるので、実質的には会派である市民ネットがそのほとんど全てを負担していると認められる。そのことは、会派である市民ネットの議員は市民ネットちば、ないしは同会員の「代理人」とあるという立場を標榜していることから、首肯できることである。

各区事務所における活動状況についてみると、市民ネットの議員は市民ネットちばの会員であり、市民ネットが会派の各区の活動拠点として活動している事柄と市民ネットちばの活動内容とは不可分なものとして、一体的に行われているのであり、各区事務所の諸活動も、それが、市民ネットちばの活動であるとしても、その代理人である市民ネットも当然その活動を担っており、同時に、これらの諸活動を通して、市民のニーズを把握する市政に関する情報収集という政務調査活動の面を併せ持っていると言える。

したがって、市民ネットの事務所費に係る費用のうち政務調査費から支出されたものは、全て使途基準に合致するものと考えられる。

なお、市民ネットの各区事務所における市民ネットちば、市民ネット、各会員の三者の

活動内容についてその活動主体や経費負担（人件費を含め）、スペースの利用割合などが明確とはされていない。これは、三者の利用関係が一体的なことによるものと考えられるが、各区事務所の利用関係を明確にすることが望ましい。

(ウ) さんぺい輝枝ニュースについて

写真の掲載については、紙面の約30%を占めており、他の各会派や各議員が発行した広報紙と比較すると大きなものであり、また、当該写真には市長や県議会議員（当時）も一緒に写っているが、あくまでも市政広聴会の様子の写真を掲載しているものであり、市長や県議会議員が写っているからといって、市政に関する調査研究のためのものではないとは言えない。

政党名の記載については、広報紙の表題に「民主党千葉市議会議員団」と記載があるが、これは政党名ではなく市議会の会派名を示しているものであり、「当該議員がどの会派に所属しているかを明示することは、所属する会派の市政に対する考え方や施策等を市民が理解する上で有益である」という監査対象部局の説明は十分理解できるものである。

したがって、「さんぺい輝枝ニュース」の用紙等の購入及び配布に係る経費は、その全額が使途基準に合致するものとする。

(エ) 法律市民相談について

法律市民相談に関する政務調査費の支出については、21千監（住）第6号において、2分の1の按分は認められるとしたところであるが、本件「法律市民相談」について、再度検討するに、当該相談活動が、政務調査の実態を備え、市政との関連性、必要性が認められ、布施議員が弁護士に支払った講師代は、これに付随する費用と認められるから、監査対象部局において、使途基準に合致するものと判断したことの相当性については、前回の判断と異なることはないとする。

しかしながら、使途基準に合致したと言える場合でも、その調査活動そのものが、他の法令に明らかに違反するような方法によって行われた場合には、政務調査費を充てることは相当ではない。

公職選挙法（以下「公選法」という。）において「寄附」とは、「財産上の利益の供与又は交付」と定義されている。弁護士による法律相談については、市役所など多くの公共機関等で無料で実施されており、本件法律市民相談において、無料で議員とともに、弁護士のアドバイスをも受ける利益を「財産上の利益」と言えるかは疑問である。

実際、公選法により立候補者等の寄附が禁止されて久しいが、この間議員の行う無料法律相談について、これを寄附に該当するとして処分されたとする例も見当たらないのである。

本件監査請求は、未だ公権的解釈のなされていない状況下で、公選法上の罰則規定の適用に関する判断を監査委員に求めるに等しい。

そもそも、住民監査請求は、その制度趣旨からして地方自治体の財務会計上の違法性又は不当性を問題とするところ、本件法律市民相談が明らかに公選法違反であると言うことはできない。

したがって、本件法律市民相談に係る政務調査費の支出については、使途基準に合致している以上、これを違法又は不当と言うことはできない。

(オ) 美浜レポートについて

広報紙については紙面の割合に応じて按分することが合理的であるので、法律市民相談に係る政務調査費の支出について按分率2分の1が認められるとすれば、「美浜レポート」印刷等に係る広報費の支出については、適正であると認められる。

したがって、「美浜レポート」の発行等に係る費用のうち政務調査費から支出されたものは、全て使途基準に合致するものとする。

※詳細は、別添の千葉市監査委員告示第5号をご覧ください。